

大分県経営力強化資金特別融資事務に関する要領

令和6年10月8日制定

(趣旨)

- 1 大分県経営力強化資金の融資事務に関しては、大分県経営力強化資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第3条第1項に掲げる金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社肥後銀行
- (8) 株式会社筑邦銀行
- (9) 株式会社北九州銀行
- (10) 株式会社西日本シティ銀行
- (11) 株式会社愛媛銀行
- (12) 株式会社伊予銀行

(資金の使途)

- 4 融資の対象となる資金の使途は、直接事業の用に供するものに限るものとし、設備資金にあっては、次の要件を充たすものとする。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、6箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 原則として新品であり、その性能が優秀なものであること。
- (3) 他の制度資金の融資対象となった設備でないこと。
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的な方法により算定された事業用部分に限ること。

(保証限度額)

- 5 当資金の保証残高は、要綱別表の保証限度額を超えてはならない。

(融資申込み受付時期)

- 6 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

(融資の申込手続)

7 融資を受けようとする中小企業者等は、大分県経営力強化資金特別融資に係る通知書（様式1。以下「通知書」という。）3通に、別表1に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。ただし、組合共同事業に係る融資を受けようとするときは、大分県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。

(経営指導等)

8 商工会等及び中央会は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書（様式3）を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

(融資内容の審査)

9 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは内容を審査し、適當と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定等)

10 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

- (1) 連帯保証人の徵求については、原則として法人代表者以外は徵求しないものとする。なお、担保については必要に応じて徵求する。
- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等又は中央会に通知するものとする。
- (3) 商工会等又は中央会は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

(債権管理)

11 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は中央会と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

12 融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。
- (2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等とともに保証

協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書（様式4）及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

- イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。
- ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。
- ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。
- ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

13 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式2）により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。

(期中管理)

14 指定金融機関は、経営力強化保証制度要綱の定めるところにより、次のとおり期中管理を行うものとする。

- (1) 原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況及び財務状況並びに指定金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証（5号）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況については、保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。
- (4) 第3号の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

(取扱期間)

15 経営力強化保証制度要綱に準じる。

附　　則

この要領は、令和6年10月16日から施行する。

附　　則

改正後のこの要領は、令和6年10月18日から施行する。

附　　則

改正後のこの要領は、令和7年1月6日から施行する。

別 表 1

区 分	添 付 書 類
共 通	(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 法人にあっては連帯保証人明細書 (4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (5) 法人にあっては商業登記簿の謄本 (6) 許可・認可関係業種にあっては、当該許可・認可証の写し (7) 組合にあっては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し (8) 経営力強化保証制度要綱で定める「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (9) 事業行動計画書（様式5） (10) 要綱第6条ただし書きに規定する経営安定関連保証（5号）について は、中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第5項第5号によ る市町村長の認定書 (11) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	機械設備等の購入
	土地・建物の取得

様式 1

大分県経営力強化資金
特別融資に係る通知書

※提出部数 3部
※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
又は指定金融機関
(組合にあっては、大分県中小企業団体中央会)

大分県知事殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申込金額	万円	企 業 の 概 要				
		具 体 的 業 種			取 扱 品 目	
査定金額	(記入しないでください) 万円	従業員				
		常 用 (役員・ 家 族 除 く)	人	常 用 (役員・ 家 族)	人	臨 時 (パ ー ト 舎)
借入期間	年 箇月のうち					
	据置期間 箇月					
返済方法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()	金融機関からの 借 入 金 総 額 万円				
	資 产 総 額	万円		1 主な取引金融機関 2 主な取引先又は親企業 3 事業開始年月		
借入希望金融機関	負 債 総 額	万円				
	(支店)	資 本 金 (元入金)	万円			
借入金の場合	設備の種類・数量・単価等	金 額 計	貸 上 げ 目 標 万円	給与支給総額の伸び率 3年計画の場合 % 4年計画の場合 % 5年計画の場合 % その他の場合 %		
	(必要な項目に○をつけてください。) (1)商品(材料)仕入資金 (2)買掛(手形)決済資金 (3)諸経費支払資金 (4)その他	金 額 計 万円	資 金 の 必 要 理 由			
連帯保証人						
氏 名	年 齡	住 所	職 業	申込人との関係	備 考	
		TEL () -				
		TEL () -				
		TEL () -				

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

様式 2

大分県経営力強化資金融資状況報告書（年月分）

年 月 日

大分県知事殿

指定金融機関名

(担当者氏名)

1 貸出残高状況（総括表）

前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

2 当月分貸出状況（内訳表）

企業名	貸出金額	資金用途	業種	所在市町村名	備考
	千円				

【注】 資金用途欄には、設備又は運転の別を記入して下さい。

様式3

調査意見書

年 月 日

大分県信用保証協会会長 殿

(商工会長
商工会議所会頭
大分県中小企業団体中央会長)

このたび、別添のとおり大分県経営力強化資金の融資の申込みがありましたので、意見を付し送付します。

1 申込者

企業名・商号		代表者氏名	
--------	--	-------	--

2 営業の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

業況	盛	漸	盛	常態	低調	衰退
同業者間の地位(県下・管内)	上位			中位		下位
立地条件	良	やや良		普通	やや劣る	劣る
将来性	有望	やや有望		現状維持	やや不安	不安

3 経営者の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経営の計画性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣る
世評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見（資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。）

経営指導員名

様式4

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

1 被保証人

住所

氏名・名称

業種

2 保証状況

資金名

当初保証金額

現在残高

融資実行日

融資期間

融資金融機関

3 変更内容

4 意見